第一項中「日本における保険業の貸借対照表」の下に「。第五号において同じ。」を加え、同項第五号を次のように改める。

五　貸借対照表のその他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。次項第八号において「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）の評価差額をいう。次項第六号において同じ。）の科目に計上した額に係る繰延税金負債（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益又は剰余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この号及び次項第六号において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により負債として計算されるものをいう。次項第六号において同じ。）に相当する額

第一項に次の一号を加える。

六　貸借対照表の繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象（ヘッジ手段（資産若しくは負債又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下この号において同じ。）の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。次項第七号において同じ。）の科目に計上した額に係る繰延税金負債に相当する額

第二項第六号を次のように改める。

六　連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上した額に係る繰延税金負債（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により負債として計算されるものをいう。次号及び第八号において同じ。）に相当する額

第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　連結貸借対照表の繰延ヘッジ損益の科目に計上した額に係る繰延税金負債に相当する額

○総務省告示第八十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十一条の五第二号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第二百二十一号（型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗

第二項中「及びインマルサットB型」を削る。

○総務省告示第八十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の五第三項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第九十一号（電波法施行規則第二十八条の五第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗

表中

「

インマルサット船舶地球局のインマルサットC型又はインマルサットB型の無線設備

」

を

「

インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備

」

に改め、同表の注1ただし書及び注4ただし書中「又はインマルサットB型」を削る。

○総務省告示第九十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の五第四項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第六十一号（船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗

別表五の項を次のように改める。

五　インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットC型の無線設備の機器	1　接続状態等の確認	ア　空中線の状況及びその取付状況の良否 イ　主要部のコネクターの取付状況、ねじ類の締付状況及び接地装置の状態の良否 ウ　表示灯の断線、操作つまみの欠落等の有無 エ　補助電源からの電力の供給の良否
		2　制御部の性能の確認	ア　表示端末の作動状態の良否 イ　通信文作成機能の良否 ウ　印字機能の動作の良否 エ　記録紙等の消耗品の有無
		3　送受信部の性能の確認	通信の良否

○総務省告示第九十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十二条第六項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百一号（インマルサット船舶地球局の具備すべき電波を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗

第二項を削り、第三項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　インマルサットF型の無線設備の機器を施設する船舶地球局

送る電波の型式及び周波数	受ける電波の型式及び周波数
G1B電波、G1C電波又はG1E電波1,626.500MHzから1,660.500MHzまでの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数	G1B電波、G1C電波又はG1E電波1,525.000MHzから1,559.000MHzまでの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数